[権利化フローチャート] 一欧州(EPC)-[EURO-PCTルート] [EURO-PCTルート] [EURO - Direct/レート] PCTをEPに移行 PCTをEPに移行 EPOに直接出願 (EPOがISA又はIPEAでない場合) (EPOがISA又はIPEAである場合) 審査請求 審査請求 方式審査 (ISR公開から6ヶ月以内、又は優 (ISR公開から6ヶ月以内、又は 拡張欧州調査報告 優先日から31ヶ月以内) 先日から31ヶ月以内) (EESR: Extended European Search Report) 方式審査 方式審査 出願公開公報発行 国際段階で未調査の 単一性審査 (拡張欧州調査報告含) クレーム発明の有無の審査 部分的補充欧州調査報告 審査続行する意思の通知 (PSSR: Partial Supplementary 追加の調査手数料の通知 (規則70(2),70a(2)の通知) European Search Report), (規則164(2)(a)) (公開前に審査請求済の場合) 追加の調査手数料の通知 未調査 単一性ない (報告公開から約1月後) ある場合 (規則164(1)(a)) 場合 追加の調査手数料の支払 審査請求 (規則164(2)(a)の通知から 追加の調査手数料の支払 (拡張欧州調査報告の 2月以内) (規則164(1)(a)の通知から 公開から6月以内) 2月以内) 報告の否定的見解 出願公開公報発行 補正の機会の通知 に対する応答 (規則161(2)の通知) (拡張欧州調査報告の 公開から6月以内) 補正の機会の通知 補充欧州調査報告 (Further Processing 適用可) (規則161(1)の通知) (SSR: Supplementary European Search Report), 見解書の否定的見解への応答 及び欧州調査見解書 (規則161(1)の通知から 6月以内) 出願公開公報発行 (Further Processing 適用可) (補充欧州調査報告含) 審査続行する意思の通知 実体審査 (規則70(2),70a(2)の通知) (公開前に審査請求済の場合) 拒絶理由がない場合 (報告公開から約1月後) 拒絶理由がある場合 拒絶理由通知発送 審査続行する意思の応答、 (94条、規則71(1)) 報告の否定的見解への応答 (規則70(2),70a(2)の通知から 6月以内) (Further Processing 適用可) 補正書・意見書提出 拒絶理由が解消した場合 拒絶理由が解消しなかった場合 特許予告通知 出願人の手続き 拒絶査定発送 (規則51(4)) 特許庁の手続き 手数料納付、 翻訳文提出 \* 本フローはあくまで代表例を概略的に示したものであり、 審判請求 省略されている手続や異なる手続があり得ることに ご留意下さい。 特許査定 (Decision to Grant) 請求が認容された場合 請求が認容されなかった場合

審決確定

特許

インスパイア国際特許事務所